

## 仕様書

件名：2021年度国際実証の適用技術の普及可能性に係る分析、書類作成、分析結果の説明

### 1. 業務の目的

NEDOの国際実証では、実証前調査から実証事業に移行する際の事業化評価において、対象技術の普及に係る事業戦略や収益性について、審査委員以外の専門家の意見を取り入れている。実証事業終了後の普及段階における経済性評価の品質を向上させるため、提案されたビジネスモデルを精緻に確認し、実証内容を広く俯瞰して評価し発注者等に助言するため、評価・分析業務を行う。

### 2. 業務の概要

受注者は、発注者が提供する原稿等を基に、以下の対象案件の適用技術の普及可能性に係る分析、書類作成、分析結果の説明を行うこと。

### 3. 契約期間

契約締結日から2022年3月31日

### 4. 原稿等の提供

#### (1) 提供内容

##### ①事業化評価提案書（Word形式の電子データ）

（「民間主導による低炭素技術普及促進事業」及び「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」のうち、対象案件を実施する者（以下「事業者」という。）が記入した提案書）

##### ②経済性評価分析（Excel形式の電子データ）

（③に係る別紙1～6の様式に、事業者が記入した書類）

##### ③経済性評価審査表（Excel形式の電子データ）

（受注者が作成する分析結果報告用書類フォーマット）

##### ④その他参考資料（電子データ）

調査の報告書等がある場合には、別途事前に共有する場合がある。

#### (2) 提供日

対象案件の事業化評価委員会実施予定日の30日前までに提供する。

### 5. 業務の詳細

受注者が実施する業務の詳細は以下のとおり。

### (1) スケジュールの策定

- ① 発注者は受注者に、契約締結後速やかに委員会の年間スケジュール案を提示する。また、年間スケジュール案の変更については速やかに連絡する。
- ② 発注者は受注者に、事業化評価委員会実施予定日の少なくとも1ヶ月前に開催予定を、また少なくとも2週間前に開催確定日程を連絡する。受注者は速やかに発注者と打ち合わせを行い、分析書類作成作業スケジュール案を作成し発注者の了承を得ること。

### (2) 分析書類作成作業

受注者は、速やかに発注者と打ち合わせを行い、発注者から採点基準、分析方法の指示を受けたうえで、4.(1)③のフォーマットを用いて以下のとおり分析書類を作成すること。

- ①「評価方法」欄は、4.(1)①、②、④で提供する書類に基づき、該当項目にチェックを行うこと。
- ②「評価結果」欄は、「採点基準」に基づき、○、△又は×を記入すること。
- ③「採点結果」欄は、「採点基準」に基づき、点数を記入すること。
- ④「総合所見」欄及び全項目について「採点に至った根拠」欄へ記入し、留意すべき事項がある場合には「留意事項」欄へ記入すること。
- ⑤評価においては、事業戦略内容に矛盾がなく、論理的妥当性があるか、事業収益性の売上や原価に関し妥当な根拠が記載されているかという確認レベルではなく、提案書以外の情報源からの検証も積極的に行い、技術や市場の専門家としての知見から、提案内容の将来の販売単価、原料単価、供給量等の妥当性も検証すること。
- ⑥発注者から資料(4.(1)①～④)を受領後、5営業日以内に、分析書類(4.(1)③)の電子データを発注者が別途指定するメールアドレスへ送付すること。  
また、発注者からの依頼が同時に複数件ある場合等、必要に応じて5営業日の電子データの送付期限の延長を認める場合がある。なお、受注者決定後、審査表の詳しい記入方法については、必要に応じて別途説明する。

### (3) 分析結果説明

受注者は、以下のとおり分析結果の説明を発注者及び事業化評価委員会の委員に対して行うこと。

- ①日程：対象案件ごとに発注者が指定する1日。
- ②時間：対象案件1件当たり最大3時間。
- ③場所：対面（川崎駅周辺を想定）もしくはWeb会議での説明。
- ④説明人数：1名以上。

## 6. 納入

### (1) 納入物及び納入方法

- ①納入物

5. (2) の分析書類の電子データ一式。

②納入方法

電子データを1つのDVD等に格納したもの一式。

(2) 納入期限

対象案件の事業化評価委員会終了後14日以内とする。ただし、2022年3月31日を超えないものとする。

(3) 納入場所

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー18階  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 国際部

7. その他

(1) 発注者が提供した書類は業務終了後、発注者の指示に基づいて破棄すること。

(2) 納入後1年以内に納入物が仕様書等に適合しないものであること(以下「契約不適合」という。)が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから15営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修補又は履行追完を行い、再度発注者に納入すること。

(3) 仕様のない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。

(4) 受注者は評価・分析業務対象案件の実施体制に加わっていないこと。

(5) 営業日の記載箇所については、発注者側の営業日ベースとする。